

メールによる届出及び申請に関するルール（試行）ver. 2.0

令和3年4月1日よりオフロード法に基づく届出及び申請のメール受付（試行）を開始していますが、今般、ルールを改定します。メールでご提出される場合には以下の事項を遵守して下さい。この取り組みは試行であり、かつ、政府全体のデジタル化の推進により、適宜ルールを見直しますので、ご了承願います。

なお、従前通り、e-Gov 電子申請や郵送でも、オフロード法の届出及び申請を受け付けています。

送信先：offroad-jidosha@env.go.jp（@（全角）を@（半角）に変換すること）

1. メールの件名は、以下の<メールの件名に関して>のとおりとして下さい。

<メールの件名に関して>

メールの件名は以下のように該当する書面の様式、名称に全角の【】をつけること。複数回に分けてメール送信する場合、題名に「○／○」など全体の送信数がわかるように明示すること。

- 【（様式3）型式指定特定原動機記載事項変更届出書】
- 【（様式4）型式指定特定原動機製作等廃止届出書】
- 【（様式5）型式指定特定原動機変更承認申請書】
- 【（様式6）特定特殊自動車型式届出書】
- 【（様式7）型式届出特定特殊自動車記載事項変更届出書】
- 【（様式9）少数生産車承認申請書】
- 【（様式10）少数生産車報告書】
- 【（様式11）少数生産車失効届出書】
- 【（様式12）少数生産車製作等廃止届出書】
- 【（様式13）少数生産車記載事項変更届出書】
- 【（様式14）少数生産車記載事項変更承認申請書】
- 【（様式16）確認申請書】
- 【（様式17）確認証再交付申請書】

2. 1つのメールに添付する書面データの合計が10MB以下の場合のみメールでの提出を受け付けます。データの合計が10MBを超える場合には、メールを複数に分けるか、従前どおりe-Gov 電子申請もしくは郵送によりご提出下さい。

届出書及び申請書のデータの名称は件名と同じとして、その他の添付データの名称は実施要領の「電子申請を行う際の添付書面（特定特殊自動車）の様式等」に準拠して下さい。

また、添付データは印刷、コピーが可能なものとして下さい。

3. メールの提出時間は、土、日、祝日、年末年始（12月28日～1月3日）を除いて10:00から17:00までの間のみです。原則、上記時間帯以外の送信はしないで下さい。
4. 届出書及び申請書の右上に記載する日付は、メール送信日と一致させて下さい。
5. 少数生産車承認申請（様式9）の収入印紙、並びに使用確認申請（様式16、17）の返信用封筒は、別途郵送が必要です。様式9は収入印紙を申請書に貼り付けし、また、様式16、17の返信用封筒は切手を貼り付け返信先を記載して、以下の郵送先まで郵送願います。
(郵送先)
〒100-8975
東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎5号館
環境省水・大気環境局 自動車環境対策課 オフロード担当
6. メール提出の場合、副本の送付は不要です。少数生産車承認通知書等の交付される書面は従前どおり、環境省より郵送しますが、副本は同封いたしません。
7. なりすまし防止等のため、届出又は申請事業者のドメインのメールアドレスから送信して下さい。送信先は、offroad-jidosha@env.go.jp の@（全角）を@（半角）に変換して、こちらのアドレスへ送信下さい。
8. 環境省は、メール受信後、3営業日以内に書面受付した旨メールで返信します。3営業日を経過しても連絡がない場合は電話にてお問い合わせ願います。
9. メールの本文には、必ずご担当者様のご所属、お名前及び電話番号を記載して下さい。
10. 環境省ホームページ<電子メールによる手続一覧>の該当ページもご参照ください。
<https://www.env.go.jp/application/mailapplication/index.html#offroad>

以上